相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市細畑五丁目八番地、最後の住所名古屋市熱田区一番一丁目五番一二号祈望の家あつた　被相続人　亡　秋田　明憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

名古屋市中川区戸田西二丁目九三二番地

相続財産管理人　司法書士　山田　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県半田市亀崎高根町六丁目一〇六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　藤鷹ヒサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

愛知県東海市大田町寺下九三番地一

相続財産管理人　弁護士　加藤　智希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市池田町一六番地、最後の住所兵庫県西宮市津門宝津町一一番二―三〇七号　被相続人　亡　宮崎　定

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

兵庫県尼崎市立花町四丁目一二―一六

相続財産管理人　弁護士　西部　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県田辺市中屋敷町一九番地、最後の住所和歌山県田辺市あけぼの三六番一二号　被相続人　亡　笠松　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬七一三番地の二

相続財産管理人　弁護士　中松　村夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県さぬき市津田町津田二五七一番地三三、最後の住所香川県さぬき市大川町田面三六〇番地　さざんか荘養護老人ホーム

被相続人　亡　髙岡美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

香川県東かがわ市三本松八四八番地八

相続財産管理人　成岡　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県糟屋郡須恵町大字植木四九五番地、最後の住所福岡県糟屋郡宇美町障子岳南二丁目一四番二五号

被相続人　亡　松山　靜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

事務所福岡市中央区薬院一丁目一六番二〇号

相続財産管理人　弁護士　甲斐田　靖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩郡上東郷村南瀬三〇四三番地、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　新留　シゲ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

鹿児島県鹿児島市易居町二番一〇号　鹿児島ファースト法律事務所

相続財産管理人　弁護士　牛ノ濵健作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市字国場一二三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　城間　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

事務所　沖縄県浦添市宮城四丁目一番五号　セピアビル二F

相続財産管理人　上原　修

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年十月二十九日

一　墳墓等所在地　宮城県大崎市古川三日町二丁目二番二号、宮城県大崎市古川千手寺町二丁目四番五二号及び宮城県大崎市古川前田町三一番

一　墳墓の基数及び名称　十基、瑞川寺三日町本院霊園及び瑞川寺法橋川原別院霊園

一　被葬者の本籍及び氏名

本籍不詳氏名　天満す江の、天満勇吉、天満ミサオ、泉薫雄、泉鶴治、泉喜代、泉フミ、大泉安兵衛、熊谷與右エ門、熊谷なを、佐々木ハスメ、佐々木さかき、佐々木喜三郎、佐々木武次郎、佐々木萬次郎、浅野よし、安部つや、安部長兵衛、安部千代、安部栄次郎、安部淑子、千葉作太郎、千葉きね、千葉とし、千葉せよ、千葉博、千葉勝雄、福島卯太郎、福島政吉、福島周治、福島すい、福島政太郎、福島登久壽、福島莫、福島恒五郎、本籍及び名不詳　福島十一名、安部　二名、本籍及び氏不詳　安兵衛妻千代、愛藏、本籍及び氏名不詳墳墓一基、本籍及び氏名全て不詳　被葬者数不明

一　改葬を行おうとする者　宮城県大崎市古川三日町二丁目二番二号　宗教法人瑞川寺　代表役員　木村　謙文

債権申出の公告（第二回）

当社規約型企業年金は、平成二十七年十月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

岡山県倉敷市水島高砂町二番一号

水島工業株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

渡辺　寿

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は、平成二十七年十二月一日であり、株主総会の決議は、平成二十七年十月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当会社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十七年十月二十九日

仙台市青葉区八幡二丁目三番六号

株式会社あやしの杜

代表取締役　澁谷　行子

第24期決算公告　平成27年10月29日

仙台市青葉区八幡二丁目3番6号

株式会社あやしの杜

代表取締役　澁谷　行子

貸借対照表の要旨（平成27年7月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	694
	固定資産	5,504
	合計	6,198
負債及び純資産の部	流動負債	333
	固定負債	1,914
	負債合計	2,247
	株主資本	3,951
	資本金	30,000
	利益剰余金	△ 26,049
	その他利益剰余金	△ 26,049
	（うち当期純利益）	（186）
	純資産合計	3,951
	合計	6,198